

---

## 第2回 奈良県景観審議会 開催議事録

■日時：平成21年10月23日（金） 午前10時00分～午前11時40分

■場所：奈良商工会議所 地階 AB会議室

■出席者：

【委員】上田委員、烏頭尾委員、江川委員、鳴海委員（会長）、西田委員（副会長）、宮前委員、井岡委員、内野委員、簗原委員

【事務局】宮谷景観・環境局長、杉之原景観・環境局次長

（幹事）資源調整課長（代理出席 西岡主幹）、馬場自然環境課長、福永地域デザイン推進課長、前田建築課長、清水風致景観課長

（地域デザイン推進課）中澤主幹、藤野主任調整員、甲賀主査

（風致景観課）西山主幹、堀口主査、西川主事

■議事：

〔議題1〕 公共事業景観形成指針について（諮問）

〔議題2〕 その他

（1）審査指導部会の開催予定について

■公開・非公開の別： 公開（傍聴者1人）（報道関係）

---

■議事概要：

〔議題1〕 奈良県公共事業景観形成指針（諮問）

・「奈良県公共事業景観形成指針(案)」については、奈良県景観審議会において「基本的に原案どおり決定して支障ないもの」と認める。

なお、一部語句及び表現の修正については会長一任とする。

また、審議の過程で次の意見があったので報告する。

（意見）

○市町村等関連機関や住民・事業者・NPO等と連携して良好な景観形成に努められたい。

○景観形成の手法について、県自ら調査・研究し良好な景観形成に努められたい。」

〔議題2〕 その他

（1）審査指導部会の開催について報告

・今後の審査指導部会の開催について事務局から次のとおり報告した。

○次回の審査指導部会は11月27日(金)午前中に開催する予定

審議案件がない等の理由により開催を見送りとする場合は、11月20日までに審査指導部会委員あてに通知

○12月以降の審査指導部会はできるだけ早く、別途、日程調整を行う

■議事録： 以下のとおり

## 議 事 録

**事務局：** 開会

公開開催の事前案内（略）

資料確認（略）

宮谷景観・環境局長挨拶（略）

**鳴海会長：**

議事録署名委員の指名（詳細は省略）

（今回の議事録署名は鳴海会長と上田委員）

それでは、本日の議題の本審議会に諮問されました『奈良県公共事業景観形成指針』の策定』についての審議に入りたいと思います。

事務局から指針(案)について説明をお願いします。

**事務局（地域デザイン推進課）：**地域デザイン推進課の藤野と申します。それでは、「公共事業景観形成指針（案）」について説明させていただきます。

これまでの経過として、後ろについています資料1をご覧くださいようお願いします。奈良県景観条例が3月に公布され、5月1日には奈良県景観計画が策定されました。その中で、奈良県公共事業景観形成指針を定め、実施することとしています。指針は、公共事業に携わる職員に対し、公共事業を実施するにあたっては景観に配慮することとしています。策定までのスケジュールでございますが、4月には庁内の19の部署からなるワーキンググループを構成し、4回開催したうえで検討を重ねてきたところです。7月6日に審査指導部会を開催し、部会においては、

- ・公共空間の概念の整理
- ・施設別指針は細かくなりすぎないこと
- ・文言の整理

などの意見をいただき、意見をとりまとめてきました。その後、庁内調整を経て今回の審議会に至りました。

今後、条例・計画の全面施行の日の11月1日に合わせて公共事業景観形成指針につきましても11月1日に施行したいと考えてお

ります。

それでは、指針案について説明いたします。「はじめに」のところには趣旨を記しており、後段には先導的な役割をはたすことを記しています。

目次は、6章立てになっております。後半部には参考資料として条例、色彩に関する基準、基礎知識、国等のガイドラインを添付しています。では、第1章から説明いたします。

第1章目的で、県自ら率先して景観形成の先導に努める、としています。

第2章適用の範囲では1. 対象事業、2. 適用の除外として地下構造物などを除外できるとしていますが、除外事業であっても可能な範囲で景観への配慮を行うこととしています。

第3章基本理念・基本姿勢では公共事業の特徴についての解説を加えています。(1)で公共事業が行われる土地は公共空間となり道路や河川では街や地域を眺める空間を提供するとし、本来の事業目的の他、街や地域の景観を見せる場を提供している役割もあるとしています。そのほかに、(2)景観要素としての特徴で、規模が長大となり、いったん造ると長い年月存続することが多いので地域の景観に大きな影響を与えているとしています。

2. 基本理念では、これらの特徴を踏まえ、地域特性や、周辺環境を尊重し、その場に蓄積されてきた景観になじませることを基本として後世に引き継がれる地域の景観資産となるよう努めることを記しています。

3. 基本姿勢では(1)で景観への配慮を事業実施の際の原則とし、(2)で、第1に市町村等景観関連機関と相互に連携して良好な景観形成に努めるとし、第2に関連する事業がある場合には、相互に補完し相乗効果を発揮するよう努めるとしています。(3)で、公共事業は計画から設計、施工まで長い期間を要するものが多く、事業の一貫性を確保することが必要であるとしています。

第4章整備指針で、具体的な考え方を示すこととしています。まずは、1. 基本的事項として6点ほど捉えております。(1) 地域特性への配慮の項目では、①地域特性の把握、②地域特性の尊重を記しています。(2) 自然環境への配慮では、①で改変した部分についてもできる限り回復するよう配慮することや、②で生態系の保全など地域の自然環境に配慮することが重要としています。(3) で視点の解説を加えています。一つは施設の内部から眺める視点場、もう一つは、周辺から公共施設を眺める視点場としています。①の良好な内部景観の創出で眺望の良い視点を作り出す工夫も必要としています。②では、近景・中景・遠景からの見え方に配慮しております。〈施設別の視点〉でそれぞれの施設別の視点に対する解説をしています。

(4) 連続性への配慮では、官民の敷地境界などで取り組むべき事項を記しています。①で官民の敷地境界付近や公共施設間の境界付近での見え方を工夫することとしています。②では連続性を確保するため、公共事業の実施を糸口とした、地域住民による自発的な街並み形成活動が展開されるなど地域の良好な景観形成の取組が重要としています。(5) は、①として、長期使用を想定した施設整備への工夫、樹木等は生長をふまえた樹種の選定、育成環境の整備が重要としています。②では、日常的な維持管理、整備段階での工夫が重要としています。(6) では工事中の配慮事項を記しています。

12ページからは施設別指針ということで、5種類の施設で記しています。(1) 道路では、指針について道路構造物に配慮するなど6点掲げています。(2) 河川、ため池、水路は生活や文化に大きな影響を与えており、憩いと潤い、安らぎを提供する場として地域の景観拠点となる水辺空間の整備に配慮することとしております。(3) 砂防・治山施設は、山肌に直接設置されることから、指針でも記していますように、できる限り周辺景観を阻害しない工夫や周辺景観となじむ素

材を採用し、長期の視点で自然環境の回復に配慮するとしております。(4) 公園、緑地では指針を4点ほど記しています。(5) 公共建築物は、先導的な役割を果たすこととし、指針で、景観計画の景観形成の基準によるものとしています。

3. 共通指針として、先ほどの施設別指針と合わせ、必要に応じて次の指針により事業を実施することとしています。(1) 法面は、指針で周辺地形との連続性に配慮、緑化可能な勾配を記しています。(2) 擁壁では、指針で、長大とならないように努めるとしています。(3) 舗装は必要に応じて、道路の距離感や空間を感じられるデザインとするとしております。(4) 防護柵は、指針で、過剰な設置は避ける、眺望に配慮する箇所においてはガードパイプの設置など透過性の高い形状とする、塗装色は周辺景観に配慮した色彩とし、原則として茶系、自然公園等では木製の防護柵の設置としています。(5) 標識、サイン等では、指針で統一性への配慮、眺望に配慮、周辺景観との連続性に配慮することとしています。(6) 照明施設では、指針で、周辺景観との調和や眺望に配慮し、個性やにぎわいを演出することに配慮することと、街並みや周辺景観との調和を図るため、光量、角度に配慮することとしています。(7) 緑の保全、緑化は、指針で、既存樹木の保存、移植による活用に努める、緑化にあたっては郷土種の活用、樹木の生長を見越した植栽計画、維持管理に関する方針や計画の立案に努めることとしています。以上が、第4章の整備指針です。

第5章管理指針では、1. 適切な維持管理の実施として(1)で特に景観形成を推進する必要がある場所では、維持管理水準の向上を図ることとしています。(2)では、維持管理に関する計画を検討し、当初の整備目的に沿った維持管理を推進し、地域との協働体制の構築が必要としています。2. 地域との協働体制の構築は、〈参考事例〉で記していますように、こういった協働体制を構築する

こととしています。3. 占用工事者への指導では、配慮事項に基づき、協力を求めることとしています。4. では、立看板やのぼり旗等の不法占用物件は、パトロールの強化、撤去活動、不法占用物件の適正化を重点的に図ることとしています。

次に、第6章として景観形成の推進方策として、1. 景観検討の実施ということで、「重点検討事業」と「一般検討事業」に区分し、重点検討事業では、別途定める景観検討シートを作成することとしています。(1) 重点検討事業の①に記していますが、様々な法令の制約がございます。②地域の重要な景観要素となる構造物を含む事業、③土地の形質の変更が大きく景観に大きな影響を与える事業の具体例を記したり、④ではそれ以外で重点的に検討していこうというものを記しています。次に、資料2がございますが、こういった形で検討していこうかというフロー図を記しています。景観検討区分の判断を行い、重点検討事業については景観検討シートを作成することとしています。ここで、維持・管理に関することを検討することとしており、その後、審議会等の審査を経てシートの確認に続きます。工事完了後は、完了報告シートとして改善例なども作成していただくこととしています。資料の裏面に検討シートの内容を記していますが、内容は省略します。そこで、案の23ページに戻りますが2. 推進体制の整備で審議会等への定期的な報告、ワーキング会議の設置、アドバイスの実施やフォローアップなど推進方法の確立に努め、さらに、景観に関する研修等の施策を実施することとしています。3. では、重点的に景観形成のモデル事例となるよう先導的な公共事業を実施することとしています。また、公共施設の整備にあわせて、県民等が自ら行う景観形成に対する支援制度を検討することとしています。

以降は、参考資料を添付しています。

以上で説明を終わります。

**鳴海会長：**では、質問や意見があればお願いします。

**宮前委員：**庁内ワーキンググループの構成課を拝見しましたが、農林部局も入っていたと思うのですが、その中で、公共事業的な扱いとなるため池が書かれています。農業用水路は対象となっているのかお伺いしたい。それから、表現の問題ですけども、例えば、12・13ページの上段では「必要です」と書いてあったり、「する」としていたりしている使い分けは何か意図されているのかをお聞かせ下さい。あと、13ページの指針の2項めですが、適切な工法を採用するとなっています。これを「周辺の景観になじむ素材」とは書けないものなのでしょうか。

**地域デザイン推進課（藤野）：**農業用水路は対象です。語句の違いは連続した使用とならないよう配慮したつもりです。素材についても配慮する必要があると考えております。

**箕原委員：**福祉のまちづくりとかバリアフリーとかをどのように反映されているのか、ここにはふれられていないと思いますが。例えば、視覚障害者向けの誘導ブロックの色とかは、示しておく必要があるのではないかと思います。

**地域デザイン推進課（福永課長）：**バリアフリーなどにつきましては、他の法令上の規制があるなど他の指針等を参考にして景観上の指針を検討することとしていますので、例えば、景観を優先して誘導ブロックが目立たなくなるということにはならないと思います。

**宮前委員：**通常誘導ブロックだと明度を明るくしてはっきりとした黄色となっていますが、歴史的まちなみなどはどういった配慮をされているのかお聞きのことと思います。真っ黄色で良いのか、彩度を調整しながら景観に配慮するとか。

**地域デザイン推進課（福永課長）：**可能であれば配慮できればと思うのですが、誘導ブロックの色については関係箇所意見を伺っているところです。黄色ではなくて、舗装色と合わせたような黄色い色とするなどは施工するうえで、関係団体等と意見調整したうえで

てもらいたいと考えています。

**鳴海会長**：今の案件では、資料2の流れのなかに当てはめて、どこで、どのようなことを検討されるのですか。

**地域デザイン推進課（藤野）**：点字誘導ブロックの色彩につきましては、色彩基準に該当すると思われ、そこに「景観との調和に配慮して」との解説があります。資料2のフロー図では、中程の計画設計を行う段階の次の景観検討シート作成のなかで、色彩は検討することとしています。

**箕原委員**：色彩の検討のなかでそのことを謳っておく必要はないでしょうか。現状だと、新しい誘導ブロックは、非常に目立つと思い、景観形成にはほど遠いものと思います。ただし、色彩を変えることによって視覚障害者の方たちにとって不便であるというならいけないですが、検討の余地はありますか。

**江川委員**：今のお話は、いろいろな事例があると思うんです。それが良いのか、結果はどうかなど情報を集めておいて、選べるなどしてあげたら良いと思います。一つ一つゼロから始めるのは大変ですが、同様の例は他にもあり、こういった場合はここでうまくいった事例があるよと提示できるよう、情報を集めて、活用できるようなものを作って選べるようにしてあげるのも一つの方法だと思います。設計するものにとっても議論していくうえでのたたき台となるなどあった方が話をしやすいと思います。

**地域デザイン推進課（福永課長）**：今後、関係団体等との協議や他府県の事例などを蓄積させたいうえで景観に配慮することで必要とする方たちに不便とならないようにしてまいりたいと思います。

**烏頭尾委員**：全体的にうまく構成されていると思うんですが、この指針は、関係者向けのものだと思うのですが、4章のあたりではもう少しシンプルにできないでしょうか。内部景観や外部景観についての図示などが多いという印象を受けました。

**地域デザイン推進課（福永課長）**：施設別など細

かく説明を加えた方がわかりやすいかと思いい、景観のとらえ方などの図示についても、景観に対する入り口部分だと思いますので職員に対し、わかりやすくと思ひ示しています。

**鳴海会長**：重要な部分として丁寧に説明されているということですね。この資料は、カラーコピーなので少しぼやけたものですが、印刷すると鮮明になりますか。

**地域デザイン推進課（藤野）**：印刷すればもう少しははっきりします。

**江川委員**：作成後はホームページにアップされるのかは考えておられますか。

**地域デザイン推進課（福永課長）**：アップして公開することを手配しています。

**江川委員**：資料2のフロー図ですが、景観検討シートの作成から下の確認までのもう少し説明して下さい。

**地域デザイン推進課（藤野）**：実施する際は、全ての公共事業に関してチェックシートを作成してもらいます。内容は、資料2の裏面の①に沿って作成してもらいます。それで、重点と一般とに区分を分け、指針に沿った計画設計をしたうえで検討シートを作成してもらいます。考え方などを示してもらいます。それを基に風致地区でしたら古都風致審議会で審査していただきます。（仮称）構造物意匠審査会とありますが、土木部内に限っていますが既存の審査会です。そこに農林部局を加えた審査会にして運用したいと考えています。その確認を経てシートの修正、事業主管課の確認を経て地域デザイン推進課あてに報告いただき、その都度フォローアップします。完了報告シートでは改善点など振り返りをしていただき、写真をつけ報告いただきます。地域デザイン推進課では報告の都度、アドバイスしながらデータを蓄積し、指針にフォローアップすることがあれば行います。

**江川委員**：アドバイスはその都度と聞きましたが、議論の機会が多くあると思います。例えば、微妙な色とかは、どの段階で指導され、どうなれば了承されるのかが分からない。シートを作成する人が納得できる回答をしない

と、せっかくのフローが無駄になると思うんですが。全てを審議会などにかけるのはなかなかできないと思いますので、納得して変更してもらうのが良いと思います。運用面でご検討して下さい。

**鳴海会長**：資料2は地域デザイン推進課は報告などを受けるばかりで返しは図示されていないので改めておいて下さい。

**地域デザイン推進課(藤野)**：資料をあらためます。

**西田委員**：当初の案よりずいぶんすっきりされた印象があります。細かいので恐縮ですが、17ページの下、自然公園等と記載されていますが、表現の方法などについて違和感があります。それと、「標識、サイン」というのがありますが、使い分けているのかを教えてください。

**宮前委員**：「自然公園等」のところは、「自然環境が豊かなところでは」に表現を改めればと思います。

**地域デザイン推進課(藤野)**：宮前委員の意見どおりに表現を改めます。標識、サインは図にありますように道路の標識、案内に関するものはサインと考えています。

**西田委員**：誘導ブロックはサインですか。統一されたらいいと思うんですが。

**地域デザイン推進課(福永課長)**：誘導ブロックはサインとも標識とも認識していません。歩道の一つの構成要素と思っています。

**井岡委員**：標識、サインというのは公共サインとかいろいろな使い分けをしていた。表記の仕方の善し悪しはわかりませんが、業界のなかでは、標識・サインは使い分けている。統一してしまうと分かりづらい面もあると思いますので十分検討したうえで表現の方法を考えて下さい。

**江川委員**：実態として思うのは、垂れ幕やのぼり旗は景観を阻害する要素だと思います。公共事業をアピールする手段として用いられています。

**宮前委員**：明日香村のワーキングに話が出ていましたが、県から各施策ののぼり旗がきて駅前

などできつい緑色ののぼり旗を立てることで奇異に映る。全県的にのぼり旗についても作る時に色に配慮してもらう様にしてもらいたいなどの意見がありました。この場にふさわしい話題ではないかと思いますが、こういった意見もあるということをお伝えします。

**井岡委員**：21ページ(4)の語尾、「重要です。」とありますが、「適正化を迅速に図る」とするなど取組に対する姿勢は明確にした方がよい。業者で善良なところは守っているのに徹底されていない面もあり、県が管理するところは迅速に取組むとかの表現をしてほしい。

**上田委員**：4ページ関連機関との連携のところが、限定している表現が先に来ていて順序が逆だと思います。後ろの方で、20ページに協働体制の構築がでてきますが、景観に取り組まない市町村とは連携しないという印象を受けます。20ページの協働の主体は？ここに事業者は入りませんか？主体について教えてください。

**地域デザイン推進課(藤野)**：「県民等」のなかに住民・事業者・設計者も含まれるものと考えております。

**鳴海会長**：2点ほどお聞きします。18・19ページの図の赤い×印は何が悪いのか。特に19ページのこの図は景観に関しての事ではないと思うんですが。

**地域デザイン推進課(藤野)**：18ページの図は光が建物にかかっておりますので、もれる光に配慮する意味で、19ページの図は生長を見越したうえでの植栽を行うよう配慮するという意味での印です。

**鳴海会長**：だいたい意見が出たところだと思います。景観条例第18条第2項に公共事業景観形成指針を作成するときは景観審議会の意見を聴くとなっていますので、先ほどからの意見を整理します。

4ページ「市町村との連携」のところは、「全市町村と連携」という表現に改めた方が良いでしょう。

6. 7ページの図はわかりやすくという趣

旨もありますのでそのまま結構です。

13ページの適切な工法のところは、材料も含まれるなど表現を改める。

17ページは「自然豊かな」という表現に改めるのを採用していただきたいと思いません。

標識・サインは誤解のないように表現して下さい。

20ページ、「地域」が分かりづらいという意見を検討して下さい。

21ページ、「適正化を図る」のを取り組む意志を明確に示して下さい。

23ページ、2の整備、データ化、資料2の蓄積などは、もう少し、地域デザイン推進課で調査・研究を含めてデータを蓄積してこういうところで考えていくという姿勢を示していただきたい。誘導ブロックの問題にしても同じ。

以上のとおり、改めるべきところは改め、修正すべきところは修正していただくとして、もう一度審議会を開催する時間的な余裕はありませんので、会長の私に一任いただき、事務局と話を詰め、修正することとして、「基本的には本案で適当と認める」としてよろしいでしょうか。

(委員了承)

次の議題、その他は事務局から説明していただきます。

**風致景観課（西山主幹）：説明の詳細（略）**

- ・審査指導部会の開催予定について（概要）
  - 日程調整を行ったところ、次回部会は、  
11月27日（金）に開催
  - 審議の案件がなく開催を見送る時は事前に連絡する

**事務局： 閉会**

杉之原景観・環境局次長挨拶（略）

以 上